

# 五戸町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

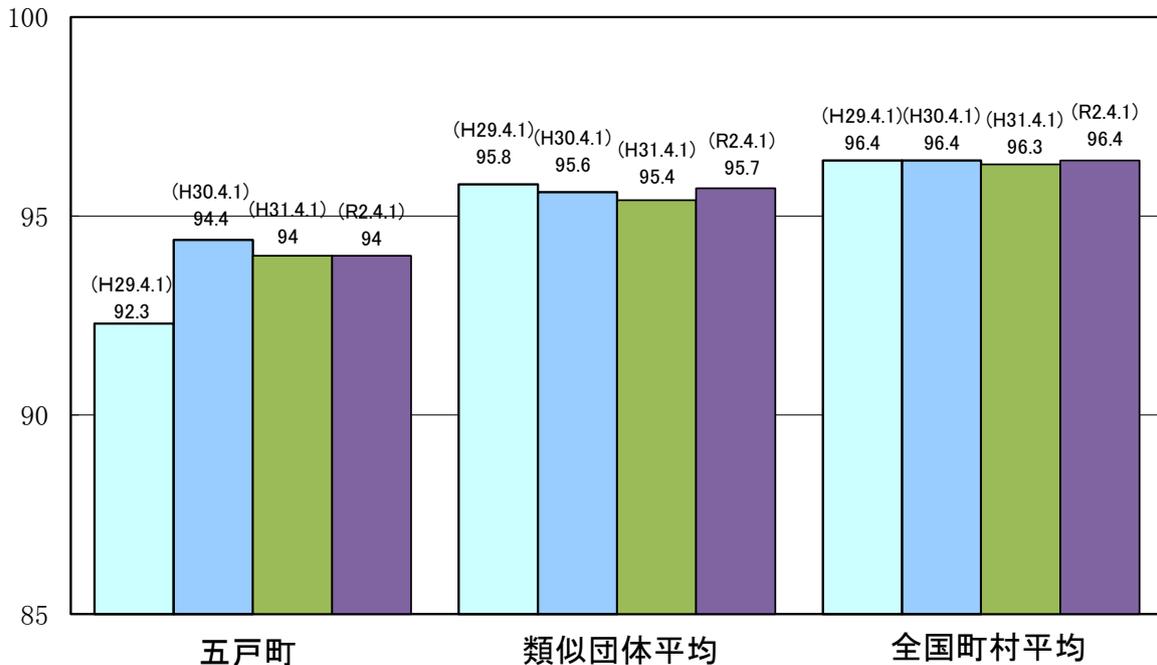
区分	住民基本台帳人口 (令和2.1.1現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 17,018	千円 9,052,930	千円 159,298	千円 1,111,867	% 12.3	% 12.5

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費	(参考)類似団体平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	(B/A)	一人当たり給与費
元年度	人 138	千円 467,475	千円 74,400	千円 174,147	千円 716,022	千円 5,188	千円 5,562

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成30年度に班長の俸給改定(3級→4級)を行ったこと及び再任用の俸給に4級、5級が加わったことにより、ラスパイレス指数が平成29年度より1.7ポイント上昇した。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
元年度	円 348,448	円 348,465	円 △ 17 ( 0.14% )	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
元年度	月 4.23	月 4.30	月 △ 0.07	月 4.25	月 4.25	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組みとされています。

①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げました。若年層については、引下げは行っていません。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施していましたが、平成31年3月31日をもって終了しました。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて、見直しを実施しました。

②地域手当の見直し

五戸町は支給対象外地域です。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、県と同様に見直しを実施しました。(平成28年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職 (令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五戸町	40.9 歳	288,400 円	317,909 円	306,909 円
青森県	42.9 歳	314,400 円	376,979 円	343,748 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	41.6 歳	303,294 円	346,599 円	328,380 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
五戸町	50.7 歳	18 人	259,200 円	279,289 円	274,989 円	—	—	—	—
うち 自動車運転手	55.2 歳	2 人	210,900 円	231,300 円	231,300 円	自家用 自動車運転者	56.6 歳	196,500 円	1.18
うち 用務員	51.6 歳	8 人	294,200 円	312,713 円	312,713 円	用務員	55.9 歳	207,900 円	1.50
うち 学校給食員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青森県	51.6 歳	268 人	301,800 円	335,212 円	321,641 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	—	328,862 円	—	—	—	—
類似団体	51.1 歳	7 人	278,342 円	295,794 円	291,002 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
五戸町	—	—	—
うち 自動車運転手	3,816,800 円	2,633,700 円	1.45
うち 用務員	4,816,400 円	2,862,400 円	1.68
うち 学校給食員	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成27年～平成29年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

### (2) 職員の初任給の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	五戸町	青森県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	305,900 円	356,100 円
	高校卒	290,400 円	320,500 円
技能労務職	高校卒	214,700 円	217,100 円

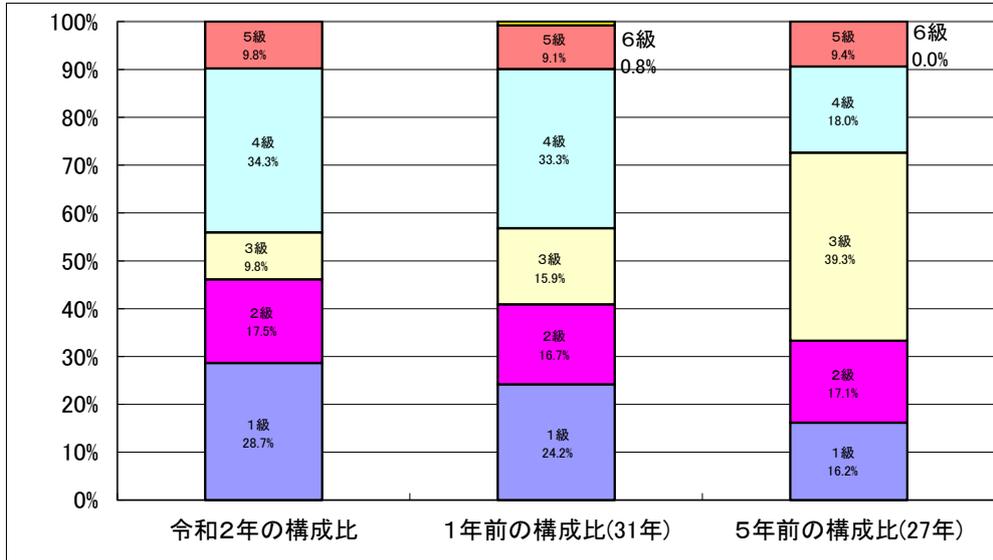
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況

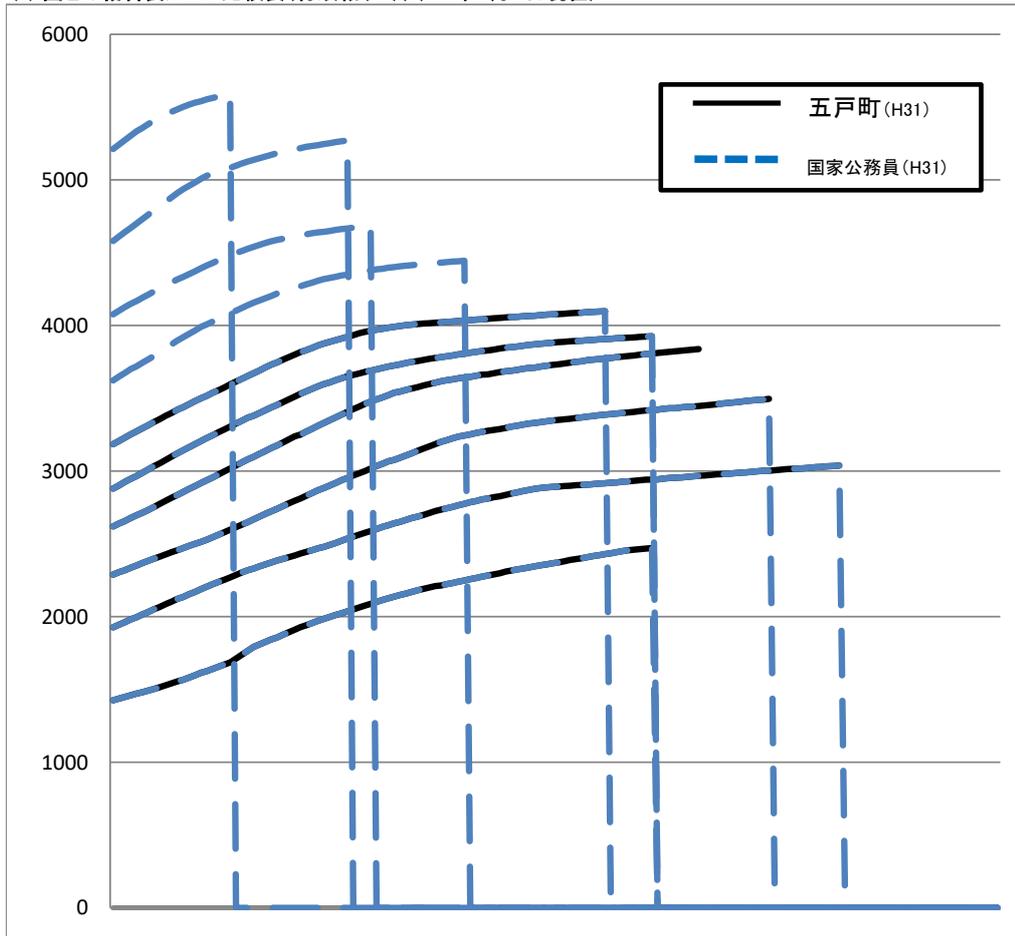
(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事	0人	0.0%	319,200円	410,200円
5級	課長	15人	10.0%	289,700円	393,000円
4級	課長補佐	52人	34.7%	264,200円	384,200円
3級	班長、主幹	14人	9.3%	231,500円	350,000円
2級	主査	28人	18.7%	195,500円	304,200円
1級	主事	41人	27.3%	146,100円	247,600円

- (注) 1 五戸町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(31年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況(五戸町)

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区 分	昇給実績が ある区分	昇給可能な区 分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五 戸 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,286 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,634 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 1.8 月分 ( 1.4 )月分 ( 0.85 )月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 1.8 月分 ( 1.4 )月分 ( 0.85 )月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.9 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.9 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(五戸町)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率	支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当

(令和2年4月1日現在)

五戸町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~45%)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(3%~45%)		
1人当たり平均支給額 19,032千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

五戸町は支給対象外地域です。

(4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

令和元年度決算	支給実績	110,952	千円	
	支給職員1人当たり平均支給年額	612,999	円	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	55.4	%	
手当の種類(平成31年4月1日現在)		11種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	健診センター、病院に勤務する職員	エックス線等を照射する業務に従事	559 千円	230円/日
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症防疫作業に従事	0 千円	200円/日
診療手当	医師	診療の業務に従事	42,190 千円	月65万円を超えない金額
応能手当	医師	患者の月延数により支給	29,120 千円	月50万円を超えない金額
特別業務手当	医師	学校検診等以外の業務に従事	2,725 千円	日1万円を超えない金額
呼出手当	医師等	呼び出され業務に従事	2,852 千円	医師 5,000円/日 その他 3,000円/日
診療待機手当	医師等	自宅等に待機を命ぜられたとき	2,150 千円	待機1回につき 5,000円以下
夜間看護手当	病棟に勤務する看護師等	深夜に看護等に従事	28,587 千円	勤務1回につき 6,800円～2,000円
分べん手当	病棟に勤務する医師	分べんに従事	1,002 千円	産婦人科医師20,000円 補助する医師 10,000円
薬剤業務手当	病院に勤務する薬剤師の免許を有する職員	薬剤業務に従事	1,725 千円	月10万円を超えない金額
認定看護師手当	病院に勤務する公益社団法人日本看護協会から認定看護師として認定された看護師	当該認定看護分野の業務に従事	42 千円	勤務1月につき6,000円

(5) 時間外勤務手当(全職種)

元年度決算	支給実績	5,462 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	189 千円
30年度決算	支給実績	3,059 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	106 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「元年度決算支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当

(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	元年度決算	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 6,500円/月	同じ		千円	円
	②子 10,000円/月				
	③父母等 6,500円/月				
	※配偶者のいない場合の扶養親族 子 10,000円/月 父母等 6,500円/月 ※15～22歳の扶養親族1人につき 5,000円/月加算				
住居手当	借家 家賃に応じて100円/月～27,000円/月	同じ		千円	円
通勤手当	交通機関利用の場合 運賃相当額(最高支給限度額55,000円/月)	異なる (青森県と同じ)	四輪自動車の使用距離区分	千円	円
	交通用具利用の場合 距離に応じて2,000円/月～46,000円/月				
管理職手当	行政職等 25,000円～ 35,000円	異なる		千円	円
	医師等 25,000円～120,000円				
宿日直手当	医師 20,000円	同じ		千円	円
	その他の職員 5,900円				
夜間勤務手当	深夜時間帯に正規勤務を命ぜられたとき 1時間当たりの給与額の100分の25	同じ		千円	円
寒冷地手当	世帯主 扶養親族がいる場合 89,000円	同じ		千円	円
	世帯主 扶養親族がいない場合 51,000円				
	世帯主以外 36,800円				
上記金額は年額で5分の1の額を 11月～3月まで毎月支給					

5 特別職の報酬等の状況

(令和2年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	768,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 847,000 円 / 648,000 円
	副 町 長	609,000 円	679,000 円 / 546,000 円
	教 育 長	561,000 円	- 円 / - 円
報 酬	議 長	284,000 円	345,000 円 / 263,900 円
	副 議 長	241,000 円	280,000 円 / 213,400 円
	議 員	226,000 円	250,000 円 / 195,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(令和2年度支給割合) 3.25 月分	※役職加算措置があります
	議 長 副 議 長 議 員	(令和2年度支給割合) 3.25 月分	※役職加算措置があります
寒 冷 地 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	世帯区分により支給	※一般職と同じ
通 勤 手 当	副 町 長 教 育 長	交通用具、通勤距離により 月額支給	※一般職と同じ
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 768,000 × 在職月数 × 0.655	(1期の手当の見込額) 2,414 万円 (支給時期) 任期毎
	副 町 長	609,000 × 在職月数 × 0.550	1,607 万円 任期毎
	教 育 長	561,000 × 在職月数 × 0.250	673 万円 任期毎
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

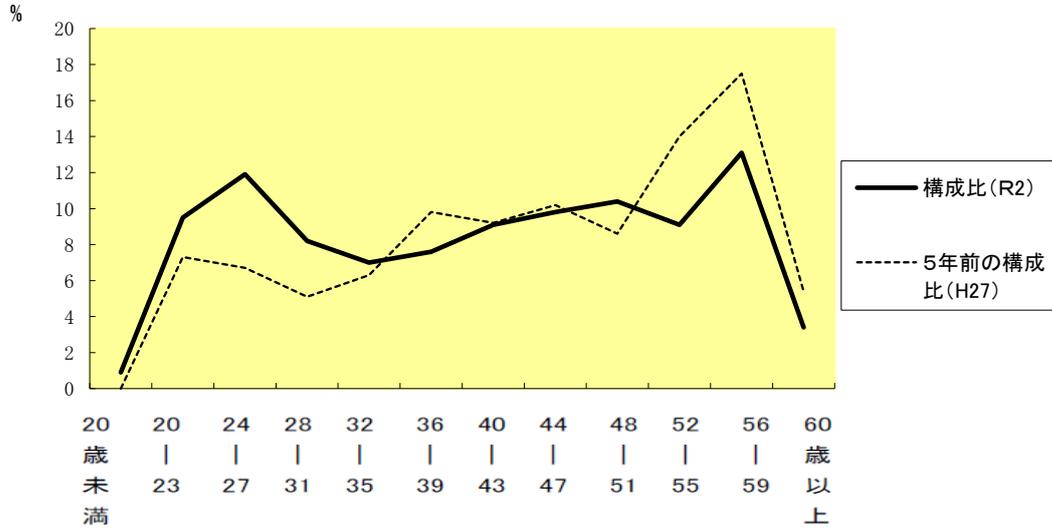
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成31年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2	0	
	総務企画	47	50	3	退職見込者補充
	税務	13	12	△ 1	退職者不補充
	民生	11	10	△ 1	退職者不補充
	衛生	11	12	1	退職見込者補充
	農林水産	16	16	0	
	商工	1	1	0	
	土木	9	10	1	退職見込者補充
	計	110	113	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 66 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.39 人)
	教育部門	26	26	0	
小 計	136	139	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 82 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 112.44 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	170	177	7	退職見込者補充
	下 水 道	1	2	1	退職見込者補充
	簡易水道	1	1	0	
	その他	17	17	0	
	小 計	189	197	8	
合 計		325	336	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 197 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	28人	41人	29人	26人	27人	29人	30人	32人	29人	40人	13人	325人

(3)職員数の推移

(単位 人 %)

部門	年度						過去5年間の増減数(率)	
	27年	28年	29年	30年	元年	2年	増減数	率
一般行政	101	105	110	114	110	113	12人	11.9%
教育	29	28	29	27	26	26	△3人	△10.3%
公営企業等会計	185	190	194	188	189	197	12人	6.5%
計	315	323	333	329	325	336	21人	6.7%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数